

○防衛省告示第四十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が令和五年二月二十四日次のとおり決定された。

令和五年二月二十八日

防衛大臣 浜田 靖一

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇三三	木更津飛行場	木更津市	国有	土地…約二九、五〇〇平方メートル

北関東防衛局が誘導路等の整備用地として共同使用する。

六〇〇九 キャンプ・シユワブ 名護市、沖縄県国頭

郡宜野座村

水域…約三八、〇七六、〇〇〇平方メー

トル

訓練場として共同使用する。

使用期間…令和五年二月二十五日から同

年三月十四日までの間

六〇一一 キャンプ・ハンセン 沖縄県国頭郡恩納村 国有

、沖縄県国頭郡宜野 公有

土地…約三八八、〇〇〇平方メートル

土地…約三〇、七二五、〇〇〇平方メー

座村、沖縄県国頭郡

トル

金武町 民有

土地…約五、一二八、〇〇〇平方メー

トル

訓練場所として共同使用する。

使用期間…令和五年二月二十五日から同

年三月十四日までの間

六〇二〇 金武ブルー・ビーチ 沖縄県国頭郡金武町 国有

土地…約八、〇〇〇平方メートル

訓練場

公有

土地…約一、三〇〇平方メートル

民有

土地…約二四三、〇〇〇平方メートル

水域…約二、八六八、〇〇〇平方メートル

ル

訓練場所として共同使用する。

使用期間…令和五年二月二十五日から同

年三月十四日までの間

六〇七八 出砂島射爆撃場

沖縄県島尻郡渡名喜 公有

土地…約二四五、〇〇〇平方メートル

村

訓練場所として共同使用する。

使用期間…令和五年三月五日及び同月六

日

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘 要

一〇六七 北海道・千歳演習場 千歳市 国有 建物・約一三〇平方メートル

訓練施設として追加提供する。

使用期間..

一 年約十二週間

二 仮設建物等を設置する場合は、その

設置期間

陸上自衛隊北海道大演習場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

一〇七三 札幌駐屯地

札幌市

国有

建物…約四七〇平方メートル

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 年約六週間

二 仮設建物等を設置する場合は、その

設置期間

陸上自衛隊真駒内駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

二〇〇一 三沢飛行場

三沢市

国有

建物…約六八〇平方メートル

国有

工作物…門等

三〇〇四 赤坂プレス・センタ

東京都港区

国有
工作物… 囲障等

訓練施設として追加提供する。

保安施設として追加提供する。

四〇八四 広弾薬庫

呉市

国有

工作物… 下水等

防災施設として追加提供する。

五一三四 徳之島

鹿児島県大島郡徳之

公有

土地… 約九四、〇〇〇平方メートル

建物… 約三〇〇平方メートル

島町、鹿児島県大島

公有

郡伊仙町
工作物… 囲障等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和五年三月一日から同月六日まで

の間

二 必要に応じ、訓練の展開と撤収のた

めの追加期間

徳之島の施設及び区域の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。